

議員提出議案第 号

大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年2月22日 提出

提出者 大分県後期高齢者医療広域連合議会議員

矢野 美智子

今石 靖代

福間 健治

大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年大分県後期高齢者医療広域連合条例第35号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中第5号を第7号とし、同号の前に次の2号を加える。

(5) 被保険者の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項に規定する基準に準じて算定した金額以下で、他に生活資金のない生活困窮者（以下「生活困窮者」という。）であること。

(6) 被保険者が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表5号に定める1級から3級までの等級に該当する障害を有する者であること。

第28条を第29条とし、第27条を第28条とし、第26条を第27条とする。

第25条中「応じない者」の次に「(生活困窮者又は保険料の滞納につき、やむをえない事情があるとして、広域連合長が定める者を除く。)」を加え、同条を第26条とする。

第24条を第25条とし、第5章中第23条を第24条とし、第4章中第22条の次に次の1条を加える。

(被保険者証の返還の猶予)

第23条 広域連合は、法第54条第4項に規定により被保険者証の返還を求められるべき被保険者が、生活困窮者であるとき、又は保険料の滞納につき、やむをえない事情があると認められるときは、当該被保険者に対して、被保険者証の返還を猶予することができる。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

〈 提案理由 〉

低所得者等に対し、保険料の減免を行うとともに、被保険者証の返還義務の緩和及び当該返還義務違反に対する罰則規定の適用除外を定めたく本案を提出する。